

幕別町消費者被害防止

第13号 平成29年4月1日

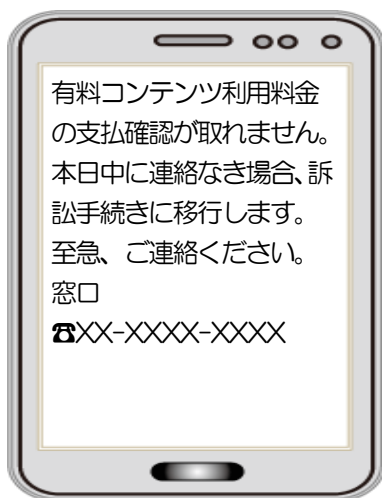
ネットワークニュース

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

詐欺注意情報！

1. 「株式会社DMM.comをかたる事業者」からのメール(SMS) - 有料動画サイトの未払い料金などの名目で支払わせようとする詐欺 -

◆携帯電話やスマホにこのようなメール(SMS)が届いたことはありませんか？



ほかにも、こんな文面の場合もあります。

web コンテンツの利用履歴があり退会確認が取れない為、料金が発生しております。至急に退会のご連絡をください。窓口 ☎XX-XXXX-XXXX

有料動画閲覧履歴があり、未納料金が発生しております。本日連絡なき場合、法的手続きに移行します。DMM相談窓口 ☎XX-XXXX-XXXX

注)「DMM」、「DMM.com」、「DMM相談窓口」、「DMMコンテンツ」など、動画配信サービス等を提供する実在する事業者である株式会社DMM.comと同一又は類似した名称をかたります。被害発生が拡大しているため、消費者庁が注意喚起しています。

◆あなたはどのような対応をとりますか？

○「無視する」が正解です。

訴訟予定であれば、あらかじめ書面で通知されるのが一般的です。

冷静に考え、「おかしいな」と思ったら、家族や消費生活センター、警察に相談です！

- ・「有料コンテンツって何だ？確認してみるか。」
- ・「法的手続き？そうになったら怖いな」
- ・「だいたい昔に見たかもなあ。(覚えてない)」



×絶対に文面の連絡先に連絡してはいけません。

連絡してきた消費者には、未払料金の根拠等を偽って伝えてきます。さらに、「裁判」「法的手段」などと消費者の不安をあおり、今日中に支払うよう求めてきます。心当たりがないと反論しても言葉巧みに説き伏せられます。また、一旦支払えば、あとで返金するとウソを言われることもあります。さらに、一度支払うと次から次に別の名目で金銭を要求されます。

自分は大丈夫と過信している人がア・ブ・ナ・イです。気をつけましょう。

2. 「還付金があります。ATMへ」という電話が来る。

- 昨年4月に帯広市で多発した詐欺です。今年は私たちの町かも -

◆ATMでお金が戻ってくることはありません。

手
口

1. 「お金を戻しますのでATMに行ってください」と連絡が来る。
2. ATMの場所に着くと電話をするように指示される。
3. 携帯電話を通じて操作を指示され、自分の口座から詐欺師に送金。

指示通り操作して



初めてのひとり暮らし♪

～ 消費者トラブルに気をつけて！ ～

今月から新生活をスタートさせる社会人や学生の方も多いかと思います。今回は若い世代に多い、消費者トラブルについてご紹介します。

【訪問販売のトラブル】



Q. 自宅に新聞の勧誘が来たが、景品を渡されて断れず、契約してしまった。

A. 景品を貰っても訪問販売の契約であれば、契約書面を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフ（無条件の解約）ができます。訪問販売のトラブルを避けるためには、不用意にドアを開けず、不要であればはっきり断りましょう。また、すぐに契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。その他、公共放送の受信料契約については、親と離れて暮らす学生の場合、割引制度があります。



【マルチ商法】



Q. 先輩から投資セミナーに誘われて、高額なDVDを購入してしまった。また、友人を勧誘してDVDを販売すると儲かるとも言われた。

A. 「儲かる」「紹介して」「会員になって」と言われたらマルチ商法の可能性が高いです。マルチ商法であれば契約書面を受け取ってから20日以内ならクーリング・オフが可能です。マルチ商法は、借金が残ったり人間関係のトラブルになったりすることがあります。興味がなければきっぱり断りましょう。



【ネットショッピングのトラブル】



Q. あるショッピングサイトで海外ブランドのブーツを申し込み、前払いで振り込んだが商品が届かない。

A. 通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、業者が応じない限り返金は困難です。ショップのネット上での評判（レビューなど）を参考にし、大幅に値引きされていたり日本語がおかしかったりするサイトでの購入は避けましょう。その他、振込以外にクレジットカード払いなど複数の支払方法があるサイトを使う方が比較的安全です。



♪ 消費生活センターからのアドバイス ♪

- ◎ 契約する際は、契約書面を必ず受け取り、納得するまで署名はしないようにしましょう。
- ◎ 未成年者の契約は、法定代理人（親など）の同意がなければ取り消せる場合があります。
- ◎ 契約に関して「おかしいな」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800
相談時間：午前9時～午後4時
（札内は第①③⑥水曜午後7時迄）

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
（正面玄関右手）

札内相談室

月～金曜日
札内福祉センター（4/14まで）
札内コミュニティプラザ（4/17から）

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター